

広島市条例第50号

令和8年9月28日

広島市景観条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市景観条例の一部を改正する条例

広島市景観条例（平成18年広島市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第9条第4項中「同条第7項各号」を「同条第8項各号」に改める。

第10条第1項中「第16条第7項第11号」を「第16条第8項第12号」に改める。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。